

## 利用者のために

木材需給報告書は、木材統計調査及び木材流通統計調査結果から、我が国の木材需給、木材産業及び木材価格の動向に関する統計を総合的に編集したものである。

### 1 調査の目的

#### (1) 木材統計調査

素材生産並びに木材製品の生産及び出荷等に関する実態を明らかにし、林業行政の資料を整備することを目的とする。

#### (2) 木材流通統計調査

木材の価格水準及びその変動並びに木材の流通構造を的確に把握し、木材の需給及び価格の安定等流通改善対策、木材産業の合理化対策、木材流通構造改善施策等の推進のための資料を整備することを目的とする。

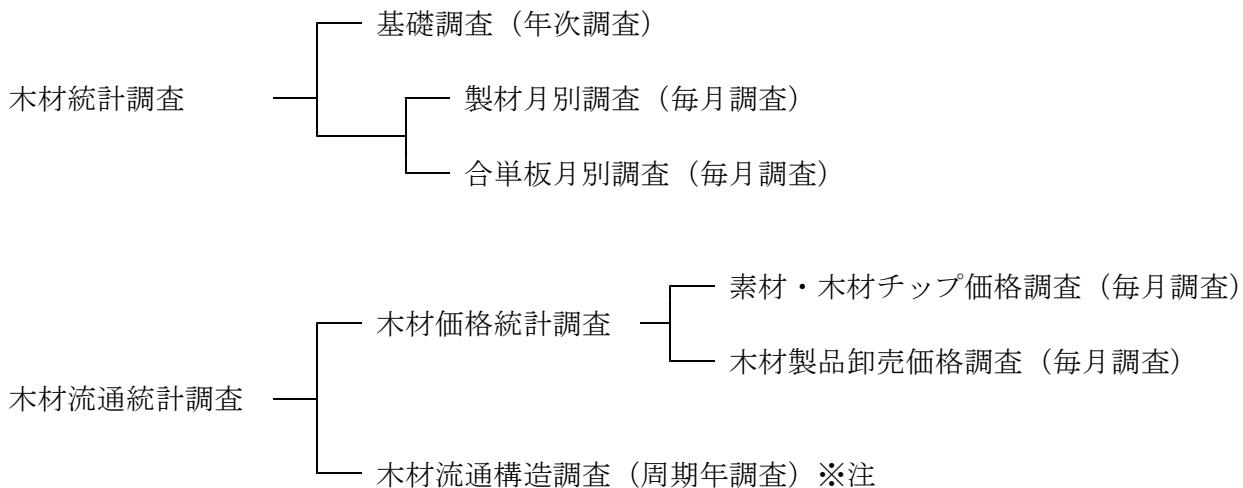
### 2 調査の根拠

木材統計調査は統計法（平成19年法律第53号）第9条第1項の規定に基づく基幹統計調査である。また、木材流通統計調査は同法第19条第1項の規定に基づく一般統計調査である。

### 3 調査機関

調査は、農林水産省大臣官房統計部及び地方統計組織を通じて実施した。

### 4 調査の体系



注： 木材流通構造調査は、5年に1回の周期年調査であり、平成19年は調査年ではないため本書には掲載していない。

## 5 調査の範囲と対象

### (1) 調査の範囲

全国

### (2) 調査の対象

#### ア 基礎調査

製材品、木材チップ、単板及び合板を生産している事業所で、調査年の12月31日現在で事業を行っている工場及び休業中であってもその休業期間の開始時期が調査年の10月1日以降の工場を対象とした。

なお、製材品を生産している事業所（以下「製材工場」という。）にあっては、その製材用動力の出力数が7.5kW未満のものは調査の対象から除いた。

#### イ 製材月別調査

製材用動力の出力数が7.5kW以上の製材工場を対象とした。

#### ウ 合单板月別調査

単板若しくは合板を生産している事業所（以下「合单板工場」という。）を対象とした。

#### エ 素材・木材チップ価格調査

製材工場、合单板工場及び木材チップを生産している事業所（以下「木材チップ工場」という。）を対象とした。

#### オ 木材製品卸売価格調査

木材市売市場、木材センター及び木材販売業者のうち卸売業者を対象とした。

## 6 調査対象の選定

調査は標本調査（一部は全数調査）により行った。

### (1) 基礎調査

#### ア 製材工場

都道府県別に、調査年の前年に操業実績があった工場（以下「既存工場」という。）を調査年前年の製材用動力の出力数により、大規模出力階層（製材用動力の出力が75.0kW以上の工場）と小規模出力階層（製材用動力の出力が7.5kW以上75.0kW未満の工場）に区分し、このうち大規模出力階層は全ての工場を標本とし、小規模出力階層は出力数の大きい工場から順に3分の1の抽出率により系統抽出の方法で標本を抽出した。

また、調査年に新規に操業を開始又は操業を再開した工場（以下「新設工場」という。）については、新規調査階層として全ての工場を標本とした。

#### イ 木材チップ工場

都道府県別、兼営区別（木材チップ専門工場、製材又は合单板工場との兼営工場）に、既存工場を調査年前年の木材チップ生産量により、次の（ア）から（ウ）のとおり規模階層区分を行い、規模階層区分ごとに標本を抽出した。

なお、都道府県別の母集団工場数が3工場以下の場合は、規模階層区分は行わず、全ての工場を標本とした。

#### （ア） 第1階層

既存工場を木材チップ生産量の最も多い工場から順に配列し、その累積生産量がその都道府県の木材チップ生産量の70%を上回るまでの木材チップ工場を第1階層とした。この階層は全ての工場を標本とした。

#### （イ） 第2階層

既存工場を木材チップ生産量の最も多い工場から順に配列し、その累積生産量がその都道府県の木材チップ生産量の90%を上回るまでの木材チップ工場から第1階層に属する木材チップ工場を除いた木材チップ工場を第2階層とした。

標本数は下記の計算式により、標本工場全体の木材チップ生産量が平均的にはその都道府県の木材チップ生産量の8%となるよう算出し、上記により区分した階層に該当する工場を、木材チップ生産量の多い工場から順に配列した一覧表を用いて、系統抽出により標本を抽出

した。

$$\text{標本数} = \frac{\text{木材チップ生産量（県計）} \times 0.08}{\text{第2階層の1工場当たりの木材チップ生産量（平均）}}$$

(イ) 第3階層

既存工場のうち第1階層及び第2階層に属する木材チップ工場以外の木材チップ工場を第3階層とした。

標本数は下記の計算式により、標本工場全体の木材チップ生産量が平均的にはその都道府県の木材チップ生産量の2%となるよう算出し、上記により区分した階層に該当する工場を、木材チップ生産量の多い工場から順に配列した一覧表を用いて、系統抽出により標本を抽出した。

$$\text{標本数} = \frac{\text{木材チップ生産量（県計）} \times 0.02}{\text{第3階層の1工場当たりの木材チップ生産量（平均）}}$$

(エ) 新規調査階層

新設工場を新規調査階層とし、この階層は全ての工場を標本とした。

ウ 合单板工場

都道府県別、工場類型別（单板専門工場、普通合板工場及び特殊合板専門工場）に、既存工場を单板専門工場にあっては調査年前年の单板製造用素材入荷量、普通合板工場にあっては調査年前年の普通合板生産量、特殊合板専門工場にあっては調査年前年の特殊合板生産量により、それぞれイに準じ規模階層区分、標本数の算出及び標本の抽出を行った。

なお、单板専門工場は单板（ロータリーレース、スライサー又はベニアソーを使用して製造された木材の薄板。合板に用いる。）を専門に製造する工場、普通合板工場は普通合板（表面にオーバーレイ、プリント、塗装等の加工を施さない合板）を製造する工場、特殊合板専門工場は特殊合板（表面にオーバーレイ、プリント、塗装等の加工を施した合板）を専門に製造する工場をいう。

また、都道府県別の母集団工場数が3工場以下の場合は、規模階層区分は行わず、すべての工場を標本とした。

(2) 製材月別調査

標本数については、都道府県別に素材消費量を指標として標準誤差率（目標精度）が10%になるように算出した。

標本の抽出は、都道府県別に既存工場を年間素材消費量の多い順に並べ、全数調査階層（年間素材消費量の多い方から順に標本数の3割になるまでの数の工場）と標本調査階層（全数調査階層以外）に区分し、全数調査階層は全ての工場を標本とし、標本調査階層からは系統抽出により標本数の7割の工場を標本として抽出した。

また、新設工場は新規調査階層とし、発現が認められた時点で1か月分の調査を行い、それ以降の各月分は調査した月の値を基に毎月標本全体の動向を勘案する等により推定した。

(3) 合单板月別調査

都道府県別に、单板専門工場は单板製造用素材入荷量、普通合板工場は普通合板生産量、特殊合板専門工場は特殊合板生産量の多い方から順に並べ、それぞれ85%をカバーするまでの工場を標本として選定した。

また、新設工場は新規調査階層とし、発現が認められた時点で1か月分の調査を行い、それ以降の各月分は調査した月の値を基に毎月標本全体の動向を勘案する等により推定した。

#### (4) 素材・木材チップ価格調査

- ア 品目別に素材消費量又は木材チップ生産量の多い方から順に都道府県を並べ、それぞれ全国値のおおむね80%をカバーする都道府県を選定した。
- イ 選定した都道府県について、素材消費量又は木材チップ生産量の多い市町村の中から、当該都道府県を代表するとみられる数市町村を有意に選定した。
- ウ 選定された市町村の中から、有意選定により代表性の高い標本を選定した。

#### (5) 木材製品卸売価格調査

- ア 調査品目別に販売量が多く、かつ、木材流通上主要な都道府県を有意に選定した。
- イ 選定された都道府県について、木材製品の販売量の多い順に数市町村を有意に選定した。
- ウ 選定された市町村の中から、有意選定により代表性の高い卸売業者を標本として選定した。

調査種類別標本数

単位：工場

	木材統計基礎調査			製材 月別調査	合单板 月別調査	木材価格統計調査	
	製材に係る 調査	合单板に係る 調査	木材チップに 係る調査			素材・木材チップ 価格調査	木材製品卸 価格調査
調査対象数	4 475	168	921	1 284	103	360	72

注:1)は、木材市売市場、木材センター、木材販売業者のうち卸売業者

### 7 調査期日

#### (1) 木材統計調査基礎調査

平成19年12月31日現在で調査した。

#### (2) 製材月別調査及び合单板月別調査

毎月末日現在で調査した。

#### (3) 素材・木材チップ価格調査及び木材製品卸売価格調査

毎月15日現在の価格を調査した。

### 8 調査事項

#### (1) 木材統計調査基礎調査

製材に用いる動力の出力数、従業者数、素材の入荷量及び消費量、製品の出荷量、木材チップの生産量及び合板の生産量

#### (2) 製材月別調査

製材に用いる動力の出力数、素材の入荷量、消費量及び在庫量、製品の生産量、出荷量及び在庫量

#### (3) 合单板月別調査

素材の入荷量、消費量及び在庫量、合板の入荷量、生産量、出荷量及び在庫量

#### (4) 素材・木材チップ価格調査

素材の購入価格、パルプ向け木材チップの工場渡し価格及び価格変動の要因

#### (5) 木材製品卸売価格調査

木材製品の販売価格及び価格変動の要因

## 9 調査方法

### (1) 木材統計調査基礎調査

オンライン、郵送又は統計調査員が調査客体の代表者に調査票を配布して行う自計申告調査(被調査者が自ら回答を調査票に記入する方法)により実施した。ただし、自計申告調査の方法により調査を実施できない場合は、統計調査員による面接調査により実施した。

### (2) 製材月別調査、合单板月別調査、素材・木材チップ価格調査及び木材製品卸売価格調査 郵送により調査客体の代表者に調査票を配布して行う自計申告調査により実施した。

## 10 取りまとめ方法

### (1) 木材統計調査基礎調査

都道府県別に、次の方法により製材工場、合单板工場及び木材チップ工場ごとに集計した。  
また、全国結果は都道府県推定値を積み上げて作成した。

#### ア 製材工場

推定は次の推定式により、都道府県別、森林計画区別に行った。

$$X = \frac{\sum_{i=1}^n x_i}{\sum_{i=1}^n y_i} \cdot Y + S + P$$

X : x の合計値の推定値

Y : 小規模出力階層の調査年前年の素材消費量の合計

n : 小規模出力階層の標本工場数

x<sub>i</sub> : 小規模出力階層の i 番目標本工場の x の値

y<sub>i</sub> : 小規模出力階層の i 番目標本工場の調査年前年の素材消費量

S : 大規模出力階層の x の合計値

P : 新規調査階層の x の合計値

森林計画区単位の推定を行った項目については、森林計画区の数値の県計が、県単位で算出した数値と一致するとは限らないが、製材工場数については、森林計画区の数値の合計と県の数値が一致するように次の式により調整を行った。

森林計画区の推定値（調整後）

$$= \frac{\text{県単位の推定値}}{\text{県内森林計画区の当初の推定値の合計}} \times \text{当該森林計画区の当初の推定値}$$

これ以外の項目については、当初算出した結果をそのまま掲載しているので、森林計画区の数値の県計と県の数値が一致するとは限らない。

#### イ 木材チップ工場

推定は、兼営区分ごとに次の推定式により行い、兼営区分別の推定値を合計して全体の推定値とした。

なお、推定式中の「y<sub>ij</sub>」及び「Y<sub>i</sub>」については、木材チップ用素材に関する項目の推定においては木材チップ用素材の入荷量、木材チップ生産量に関する項目の推定においては木材チップ生産量を用いた。

$$X = \frac{\sum_{i=1}^L \frac{\sum_{j=1}^{n_i} X_{ij}}{\sum_{j=1}^{n_i} y_{ij}} \cdot Y_i + S + P}{\sum_{i=1}^L \sum_{j=1}^{n_i} y_{ij}}$$

X : x の合計値の推定値

L : 標本調査階層（規模階層の第2階層及び第3階層）の数

n<sub>i</sub> : 標本調査階層の i 番目の階層の標本工場数

x<sub>ij</sub> : 標本調査階層の i 番目の階層の j 番目標本工場の x の値

y<sub>ij</sub> : 標本調査階層の i 番目の階層の j 番目標本工場の調査年の前年の木材チップ用素材の入荷量（木材チップ生産量）

Y<sub>i</sub> : 標本調査階層の i 番目の階層の調査年の前年の木材チップ用素材の入荷量（木材チップ生産量）の合計

S : 第1階層の x の合計値

P : 新規工場階層の x の合計値

#### ウ 合单板工場

推定は、工場類型別ごとに次の推定式により行い、工場類型別の推定値を合計して全体の推定値とした。

なお、推定式中の「y<sub>ij</sub>」及び「Y<sub>i</sub>」については、单板製造用素材の入荷量に関する項目の推定においては单板製造用素材の入荷量、普通合板生産量に関する項目の推定においては普通合板生産量、特殊合板生産量に関する項目の推定においては特殊合板生産量とした。

$$X = \frac{\sum_{i=1}^L \frac{\sum_{j=1}^{n_i} X_{ij}}{\sum_{j=1}^{n_i} y_{ij}} \cdot Y_i + S + P}{\sum_{i=1}^L \sum_{j=1}^{n_i} y_{ij}}$$

X : x の合計値の推定値

L : 標本調査階層（規模階層の第2階層及び第3階層）の数

n<sub>i</sub> : 標本調査階層の i 番目の階層の標本工場数

x<sub>ij</sub> : 標本調査階層の i 番目の階層の j 番目標本工場の x の値

y<sub>ij</sub> : 標本調査階層の i 番目の階層の j 番目標本工場の調査年の前年の单板製造用素材の入荷量（普通合板生産量又は特殊合板生産量）

Y<sub>i</sub> : 標本調査階層の i 番目の階層の調査年の前年の单板製造用素材の入荷量（普通合板製造量又は特殊合板製造量）の合計

S : 第1階層の x の合計値

P : 新規調査階層の x の合計値

#### (2) 製材月別調査

都道府県別に、次の推定式により集計した。

また、全国結果は都道府県推定値を積み上げて作成した。

$$X = \frac{\sum_{i=1}^n x_i}{\sum_{i=1}^n y_i} \cdot Y + S + P$$

X : x の合計値の推定値

n : 標本調査階層内の標本工場数

xi : 標本調査階層内の i 番目標本工場の x の値

yi : 標本調査階層内の i 番目標本工場の前年の素材消費量

Y : 標本調査階層の前年の総素材消費量

S : 全数調査階層の x の合計値

P : 新規調査階層の x の合計値（調査値又は推定値）

なお、製材月別調査結果の 1 月～12 月計と木材統計基礎調査結果は必ずしも一致しない。

### (3) 合单板月別調査

都道府県別に、次の推定式により推定した。

また、全国結果は都道府県推定値を積み上げて作成した。

なお、yi 及び Y は、单板製造用素材の入荷量に関する項目の推定においては单板製造用素材の入荷量、普通合板生産量に関する項目の推定においては普通合板生産量、特殊合板生産量に関する項目の推定においては特殊合板生産量とした。

$$X = \frac{\sum_{i=1}^n x_i}{\sum_{i=1}^n y_i} \cdot Y + P$$

X : x の合計の推定値

n : 標本工場数

xi : i 番目標本工場の x の値

yi : i 番目標本工場の前年の单板製造用素材の入荷量（普通合板生産量又は特殊合板生産量）

Y : 既存工場階層の前年の单板製造用素材の入荷量（普通合板製造量又は特殊合板製造量）の合計

P : 調査年の途中で新たに操業した合单板工場の当該項目の合計値（調査値又は推定値）

なお、合单板月別調査結果の 1 月～12 月計と木材統計基礎調査結果は必ずしも一致しない。

### (4) 素材・木材チップ価格調査、木材製品卸売価格調査

都道府県ごとに、事業所別の結果による価格を単純平均して都道府県平均価格を算出した。

また、全国平均価格は、調査都道府県におけるウエイト（平成17年）により加重平均して算出した。

なお、ウエイトは次の方法により算出した。

ア 素材・木材チップ価格については、木材統計調査の樹種別素材入荷量、素材消費量、木材チップ生産量等から作成するが、それにより算出できない内訳品目は、既存調査結果をベースに、精通者から情報収集した結果による構成比を用いて算出した。

イ 木材製品卸売価格については、木材統計調査の製材品出荷量、合板生産量等から作成するが、それにより算出できない内訳品目は、既存調査結果をベースに、精通者から情報収集の結果による構成比を用いて算出した。

## 11 統計の表章

本書に掲載した統計表は、全国、都道府県別、地域別、月別及び森林計画区分別統計からなっている。

木材統計調査基礎調査の製材工場の結果については、都道府県別統計のほか、森林法第7条第1項の規定に基づいて定められている森林計画区分別に表章を行った。

また、合板工場については、全国及び地域別（地方農政局等管内）統計の表章を行っており、地域別統計区分とその範囲は、下表のとおりである。

地 域 名	所 属 す る 都 道 府 県 名
北 海 道	北海道
東 北	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
北 陸	新潟、富山、石川、福井
関 東	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、長野、静岡
東 海	岐阜、愛知、三重
近 畿	滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山
中 国 四 国	鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知
九 州	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

注：沖縄は標本工場の秘密保護の関係上、九州に含めた。

## 12 実績精度（全国）

調 査 名	指 標 項 目	標準誤差率
木材統計調査	製材用素材消費量	1.56%
	製材用素材入荷量（計）	1.12%
	製材用素材入荷量（国産材）	2.29%
	製材用素材入荷量（外材）	2.45%
	製材品出荷量	1.82%
	普通合板生産量	0.25%
	特殊合板生産量	0.99%
	木材チップ生産量	0.89%
	製材月別調査	素材消費量（各月）
		0.95%～1.52%

注： 標準誤差率＝標準誤差÷推定値

## 13 用語の説明

### (1) 素材関係

素 材	用材（薪炭材及びしいたけ原木を除く。）に供される丸太及びそま角をいい、輸入木材にあっては、大中角、盤及びその他の半製品を含めた。
南洋材	ベトナム、マレーシア、インドネシア、フィリピン、パプアニューギニア等の南方地域から輸入される木材の総称で、きり、リグナムバイタ及びチークの3樹種を除いたすべての樹種をいう。
うち、ラワン材	フタバガキ科に属する樹木で、一般にラワン類と称されるものの総称である。
米材	アメリカ及びカナダの地域から輸入される材で、樹種は問わない。主要樹種は、米つが、米まつ、スプルース、米すぎ、米ひのき等である。
北洋材	ロシアから輸入される材で、主要樹種は、北洋からまつ、北洋えぞまつ、北洋とどまつ等である。
ニュージーランド材	ニュージーランドから輸入される材で、主要樹種は、ニュージーランドまつ（ラジアタパイン）である。
その他の外材	南洋材、米材、北洋材、ニュージーランド材以外の輸入材である。

### (2) 製材関係

製材	製材機を用いて、素材から板類、ひき割類又はひき角類（以下「製材品」という。）を生産することをいう。
製材工場	製材を行う事業所をいい、移動製材工場を含めるものとする。ただし、製材に用いる動力の出力数が7.5kW未満の工場は除く。
製材用動力	製材用機械を動かす動力（モーター等）をいい、製材機の他、これに付属する設備（目立て機、巻き上げ機、ベルトコンベア等）の動力も含めた。
従業者数	製材工場に勤務する作業員及び職員で、常雇・臨時雇の別は問わない。また、会社役員のうち、事務職員を兼ねて一定の事務に従事し、一般職員と同じ給与規則によって給与を受ける者も含めた。なお、木材チップ工場との兼営工場の従業員で両方に従事している場合は、その従事する業務の主たる工場に属する者とし、統計上の重複を避けることとした。
製材用素材入荷量	製材に供するために工場土場（工場に隣接している駅土場や貯木場も含む。）に入荷した素材の量で、転売したものと除き、賃びきを依頼されたものを含める。
半製品	大中角、盤及びその他の製材品で、一般に再製材しないと利用できないもののをいう。

素 材 消 費 量	製材機にかけた素材の量をいう。
製 材 品 生 産 量	手持ち製材用素材及び賃びき材から製造された製品の量をいう。
製 材 品 出 荷 量	手持ち材による製品で販売したもの及び自家業務用に消費したもの並びに賃びき材による製品の量をいう。
建 築 用 材	土台、柱、桁、板等建築用に仕向けられる材をいう。
板 類	厚さが7.5cm未満で、幅が厚さの4倍以上のものをいう。また、板類には、床板用原板（えん甲板用原板、広葉樹フローリング用原板）を含む。
ひ き 割 類	厚さが7.5cm未満で、幅が厚さの4倍未満のものをいう。
ひ き 角 類	厚さ及び幅が7.5cm以上のものをいう。
土 木 建 設 用 材	コンクリートパネル、土止め板、橋りょう用材等の土木用仮設材をいう。ただし、鉄道まくら木は除いた。
木 箱 仕 組 板 ・ こ ん 包 用 材	りんご箱、みかん箱、魚箱等多くの場合セットになっている仕組板、機械こん包用材、電線巻き取り用材等をいう。
家 具 建 具 用 材	たんす、テーブル、キャビネット等の家具用及び窓枠、障子、ふすま等の建具用に仕向けられる材をいう。
そ の 他 用 材	上記に分類されない用途に用いるもので、造船車両用材、まくら木、機械部分用材、運動用具、腕木、たる・おけ用材、木型用材等である。
人 工 乾 燥 材	乾燥施設によって人工的に温度・湿度を調節し乾燥処理をしたもので、含水率25%以下のものをいう。

### (3) 合 单 板 関 係

合 单 板 工 場	単板、普通合板及び特殊合板を製造する工場をいう。 なお、普通合板と特殊合板を製造する工場を一貫工場という。
单 板	ロータリーレース、スライサー又はベニヤソーを使用して製造された木材の薄板で、合板に用いるものをいう。
合 板	原則として单板を3枚以上纖維方向を直角に接着剤で張り合わせたものをいう。
普 通 合 板	合板の表面にオーバーレイ、プリント、塗装等の加工を施さない合板をいう。
ベニヤコアー合板	心板に单板を使用して製造した合板をいう。類別区分はJASの下記分類による。なお、JASの3類の規格は、平成15年2月（3月施行）の規格見直しにより、削除された。

	1類	長期間の外気及び湿潤露出に耐え、完全耐水性を有するように接着しているものをいい、特類合板（野外又は常時湿潤状態に耐える超完全耐水性を有するもの。）を含めた。
	2類	通常の外気及び湿潤露出に耐え、普通の耐水性を有するように接着している合板をいう。
特殊コアー合板		心板に単板以外の材料を使用して製造した合板をいう。
針葉樹合板		針葉樹材で製造された合板をいい、本調査では「全針葉樹合板」のみを調査対象とした。
特殊合板		普通合板の表面にオーバーレイ、プリント、塗装等の加工を施した合板をいう。
オーバーレイ合板		ポリエステル化粧合板、塩化ビニル化粧合板及びジアリルフタレート化粧合板をいい、その他のオーバーレイ合板は、その他の合板に含めた。
ポリエステル化粧合板		表面に紙又はこれに類する繊維質材料を主基材とし、ポリエステル樹脂を主材とした熱硬化性樹脂を結合剤又は化粧剤としてオーバーレイ加工した合板をいう。
塩化ビニル化粧合板		表面に塩化ビニル樹脂シート又は塩化ビニル樹脂フィルムをオーバーレイ加工した合板をいう。
ジアリルフタレート化粧合板		表面に紙又はこれに類する繊維質材料を主基材とし、プロピレン樹脂の塩素化によって得られるアリルクロライドとフタル酸を主原料としたジアリルフタレート樹脂をオーバーレイ加工した合板をいう。
プリント合板		表面に印刷加工を施した合板をいう。この場合、ダイレクト、ラミネートの両方を含めた。なお、印天合板は、ここに含めず、その他の合板に含めた。
塗装合板		表面に木材用塗料（主としてニトロセルローズラッカー、アミノアルキド樹脂塗料、ポリエステル樹脂塗料等）を塗装した合板をいい、透明塗装合板、不透明塗装合板の種類がある。
天然木化粧合板		表面に木材質特有の美観を目的として薄単板を張り合わせた合板をいう。なお、張天合板は、ここに含めず、その他の合板に含めた。
その他の合板		上記以外の特殊合板でメラミン化粧合板、変性メラミン化粧合板、その他のオーバーレイ加工合板、印天合板、張天合板及び床用合板をいう。
木質複合床板		合板を基材とし、木質系材料を重ねて接着し、さねはぎ加工その他所要の加工を施した床板をいう。
用途別合板 コンクリート型わく用合板		普通合板生産量のうち、コンクリート型わく用に使用する合板をいう。

構造用合板	ツーバイフォー住宅などの建築物の耐力構造上必要な部位に使用される合板で、単板の厚さの規定により強度保証をしている。
単板製造用 素材入荷量	単板を製造するために工場土場に入荷した素材の量で、転売したものと除外する。
普通合板 入荷量	特殊合板を製造するために他工場からの入荷量のほか、自社他工場からの受入量も含めた。
製造量	自工場で製造したものをいい、自社他工場から受け入れたものは除いた。また、購入した単板で製造したものを含めた。
普通合板消費量 (普通合板用)	特殊合板を製造することを目的として振り向けた普通合板の量をいう。この場合、自工場への仕向量のみを計上し、自社他工場分等は除いた。

#### (4) 木材チップ関係

木材チップ	チッパーを用いて製造したパルプ、紙、繊維板及び削片板等の原料とする木材の小削片をいう。
木材チップ工場	素材、工場残材、林地残材及び解体材・廃材をチッパー等にかけて木材チップを製造する事業所をいう。 ここで、製材工場、合单板工場、家具・建具工場等との兼営工場は木材チップ工場に含めるが、製紙工場、パルプ工場、繊維板工場及び削片板工場における調木、原料製造の一工程として木材チップを製造しているものは除外する。
木材チップ生産量	木材チップ工場におけるチップ生産量で、絶乾重量（t）とする。 なお、絶乾重量とは、含水率を検定して絶乾比重（含水率0%）に基づき算出された実重量である。
工場残材	製材工場、合单板工場及びその他木材加工工場で製品を製造した後にできる端材をいう。
林地残材	立木伐採後の林地において玉切り、造材により生じた根株、枝条等をいう。
解体材・廃材	家屋等を解体した際の古材並びに電柱材、足場丸太、くい丸太及びまくら木など既に利用に供された木材をいう。

#### (5) 木材価格関係

素材価格	製材用素材価格は製材工場、合单板用素材価格は合单板工場、木材チップ用素材価格は木材チップ工場における工場着購入価格である。 なお、価格は消費税を含む。（以下の価格について同じ。）
製品卸売価格	木材市売市場、木材センター及び木材問屋における小売業者への店頭渡し販売価格である。

木材チップ価格	パルプ向けチップ工場における工場渡し販売価格である。
工場着価格	素材を購入する工場の、土場又は貯木場までの輸送費や積降ろし等の諸経費を含んだ価格をいう。
店頭（工場）渡し価格	買方が売方（事業所、販売店及び工場）まで製品を引き取りにくることを条件に販売する価格をいい、配達のための輸送費や積降ろしなどの諸経費を含んだ持込み価格の場合は、それらの諸経費を除いた価格をいう。
等級 1級・2級	JAS（日本農林規格）の1級・2級及びそれに準ずるものという。
込み	JAS等により定められている等級にかかわらず、すべてを包含したものという。
No. 3	米材丸太の等級である。米材の丸太は、径級と外観（節、曲り、腐れ等）によって等級が格付けされ、一般的にはNo.1、No.2、No.3に区分されるが、No.3は最小径が30cm以上で製材品のコモン級（一般用途材）又はそれ以上の製材をひくのに適当な材をいう。
合板適材	合板用として仕向けられるものをいう。
乾燥材	乾燥処理をした木材（製材品）で、含水率25%以下のものをいう。
針葉樹合板	針葉樹材で製造された合板をいい、本調査では「全針葉樹合板」のみを調査対象とした。

## 14 利用上の注意

- (1) 木材需給動向・素材生産量の把握については、山元段階の調査が困難なことから、素材消費工場段階への入荷量をもって素材供給量（＝素材需要量）とみなし、そのうち国産材供給量を素材生産量としている。素材生産量については、県間交流表により都道府県別・樹種別に算出し、外材供給量は、産地材別に調査している。
- (2) 各統計表の事業所数は、表頭事項の該当事業所の実数であり、12月31日現在の工場数には3か月未満休業中のものを含む。また、12月操業とあるものは、12月31日現在の工場数から12月中休業工場を除いた工場数である。
- (3) 木材価格のうち、月別の全国価格は、素材については平成17年における都道府県別の推定消費量（木材チップは生産量）、製品については推定販売量による加重平均値である。  
なお、全国の年価格は月別の全国価格の12か月平均値である。  
また、平成18年及び19年の木材価格は、調査対象である製材工場等から報告された製材用素材価格等について消費税が含まれていないものがあったことから、調査対象に確認を行い再集計した結果であるが、平成17年以前は、保存期間が経過し調査票が破棄されており、消費税の取扱いの確認が行えないことから、消費税を含む価格と含まない価格を集計した結果である。
- (4) 森林計画区分別統計は、木材統計調査基礎調査の製材工場の結果についてのみ作成したものであり、工場が所在する森林計画区によって集計した。
- (5) 数値は、単位未満を四捨五入しているため、内訳を積み上げても計と一致しない場合がある。
- (6) 表中に使用した符号は、次のとおりである。  
「0」：単位に満たないもの（例：0.4千m<sup>3</sup>→0千m<sup>3</sup>）  
「-」：事実のないもの  
「…」：事実不詳又は調査を欠くもの  
「x」：個人又は法人その他の団体に関する秘密を保護するため、統計数値を公表しないものの  
「△」：負数又は減少したもの  
「※」：消費税を含む価格と含まない価格を集計したもの
- (7) 本書統計表において、秘匿箇所が1か所の場合には、全体からの差し引きによって推定できるため、秘匿箇所を複数箇所にして「x」表示している。
- (8) 本統計の累年データについて、農林水産省ホームページの統計情報に掲載している分野別分類「森林、林業」でご覧になれます。  
【<http://www.maff.go.jp/j/toukei>】
- (9) 本統計についての問い合わせ先  
農林水産省 大臣官房統計部 生産流通消費統計課 畜産・木材統計班  
電話：代表 03（3502）8111 内線 3686  
直通 03（3502）5665